

老高発 1016 第 1 号
令和 8 年 10 月 16 日

各

都道府県
指定都市
中核市
市区町村

 高齢者施設等整備担当課長 様

厚生労働省老健局高齢者支援課長

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金に係る中長期的な
修繕計画の提出について

標記については、「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の実施について」
（平成 18 年 5 月 29 日老発第 0529001 号厚生労働省老健局長通知）の
別紙「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱」（以下「実施要綱」
という。）の第 2 の 2（2）及び第 3 の 2（2）に基づき、「中長期的な修繕計画」
の取扱いについて、別紙のとおり定めたので通知する。

1 修繕計画提出の趣旨

高齢者施設等における防災・減災対策の推進は、近年の激甚化・頻発化する災害から、介護を必要とする高齢者の地域での安心・安全を守るため重要な取組であるが、多くの高齢者施設等においては、築年数の経過に伴う老朽化が進んでいる状況にあり、既存施設の有効活用を図りつつ、計画的に取組を進めていくことが重要である。

こうしたことを踏まえ、将来の介護需要も踏まえた中長期的な視点のもと、建物本体・設備の適切な保全管理による長寿命化を図っていくことが重要であり、高齢者施設等の大規模修繕等を行う場合には、修繕計画の提出を求めることにより、計画の作成を通じて、高齢者施設等の適切かつ計画的な保全管理を促すもの。

2 修繕計画の提出

市区町村又は都道府県において、令和9年度以降の防災・減災等市町村事業整備計画又は防災・減災等都道府県事業整備計画の作成に当たって、活用するものとし、管轄の地方厚生（支）局長への提出は要さない。

また、作成された修繕計画は、市区町村又は都道府県において、事業者に対し、定期的な更新を行うよう助言を行うことが望ましい。

3 修繕計画の記載内容と様式例

(1) 記載内容

修繕計画に記載する内容は、建物本体又は設備ごとに、修繕工事項目、建築（導入）年月日、直近修繕日、工事区分、点検周期、修繕周期、修繕時期の項目を基本とし、その内容については下表のとおりとする。

また、必要に応じて、このほかの項目を追加することや、修繕費用等の情報を記載して作成することも可能とする。

記載項目	記載内容
区分・修繕工事項目	・建物本体（※1）又は設備（※2） ※1「建物本体」については、①構造躯体、②外壁、③屋根・屋上、④開口部、⑤内装など、構造ごとに分類して記載すること ※2「設備」については、①給排水設備、②空調・換気設備、③電気設備、④消防設備、⑤昇降機設備、⑥厨房設備、⑦通信設備、⑧機械式駐車場など、用途ごとに分類して記載すること。

	なお、※１、※２記載の項目については、参考例であり、施設の状況に応じて変更・細分化を行うこと。
建築（導入）年月日	・「修繕工事項目」の各項目について、建設、導入された年月日を記載
直近修繕日	・直近で修繕が完了した年月日を記載し、修繕したことがない場合はその旨を記載
工事区分	・補修・経常修繕等の軽微な修繕と大規模修繕（除去や取替等を含む）に分けて記載
点検周期	・建築基準法、消防法、フロン排出抑制法など、関係法令等で定められた点検周期又は定期的に実施する点検周期を記載
修繕周期	・固定資産等の耐用年数を踏まえ、修繕期間を検討し記載
修繕時期	・建物・設備の状況等を踏まえ、修繕を実施する予定時期について記載

（２）様式例

令和７年度老人保健健康増進等事業「人口減少社会を見据えた高齢者施設等の整備に関する調査研究事業」により、別添のとおり修繕計画の様式例を作成しているため、記載方法等を参照の上、適宜活用されたい。

なお、修繕計画の様式例は、施設の長寿命化を促すために、最低限必要と考えられる修繕項目を提示したものであり、すでに事業者において修繕計画を策定している場合等、様式例に代わるものによる修繕計画の作成・提出を妨げるものではない。